

◇大阪市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鉄道基盤施設として北港テクノポート線を設置することにしました。
- 2 夢洲波除堤を設置することにしました。
- 3 港湾施設に係る占有許可申請書等の様式を改めることにしました。
- 4 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 5 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 6 この規則は、令和6年12月23日から施行することにしました。

(大阪港湾局計画整備部海務課、施設管理課)